

無形文化遺産の登録までの流れ

1

提案案件の決定

- ・文化審議会無形文化遺産部会
- ・無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（外務省）

2

ユネスコへの提案書提出〔毎年3月末期限〕

3

政府間委員会審査案件の決定

- ・ユネスコによる形式審査
- ※2年に1件の審査保障
- ※無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

次年開催の政府間委員会
審査対象（約60件）に
含まれる場合

次年開催の政府間委員会
審査対象（約60件）に
含まれない場合

我が国の提案案件は、既記載件数が多いため（世界第4位）、こちらの案件に含まれることが見込まれる。

1

提案案件の決定

2

ユネスコへの提案書提出〔毎年3月末期限〕

3

次年政府間委員会審査案件の決定

4

評価機関による審査

約1年半の審査

5

評価結果の勧告〔政府間委員会の4週間前まで〕

6

ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会で登録の可否を決定〔提案翌年の秋頃〕

※24か国から成る政府間委員会